

第17回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時：2020年12月24日（木）

午後1時50分から午後2時30分まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1-1：「厳重警戒」年末年始で第3波を克服するために 県民・事業者の皆様
へのお願い

資料1-2：寺社への初詣における新型コロナウイルス感染防止対策への協力依頼に
ついて

資料1-3：愛知県全域を対象とした酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請
等の呼びかけについて

資料2：年末年始における発熱患者等への医療提供体制等について

資料3：指標の見直しについて

参考資料：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

第17回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一 (代理出席:副会長 ukai やすみつ 鵜飼 泰光)
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席:常務理事・事務局長 たなか ゆたか 田中 豊)
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	ささき たつや 佐々木 龍也 (代理出席:事務局長 かし ようじ 可知 洋二)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文 (代理出席:健康福祉局新型コロナウイ ルス感染症対策監 やまだ たかゆき 山田 隆行)
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席:主幹 あらい てつや 新井 哲也)
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟 (代理出席:課長 こんどう おさむ 近藤 修)
豊田市保健所	所 長	かわい たかふみ 河合 貴文

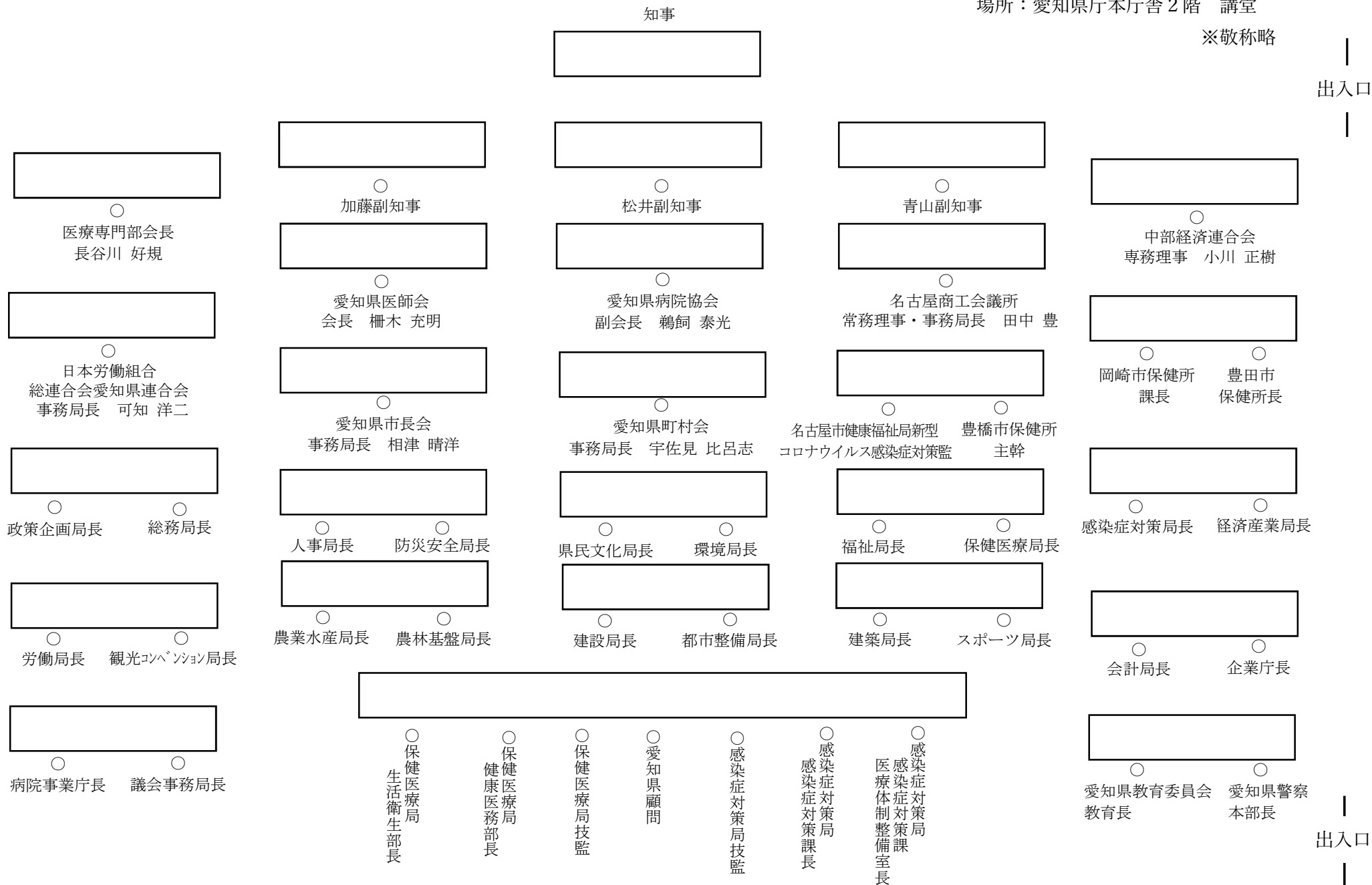
第17回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 配席図

日時：2020年12月24日（木）

午後1時50分から午後2時30分まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

※敬称略



「**嚴重警戒**」

年末年始で第3波を克服するために

県民・事業者の皆様へのお願い

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始の時期を迎え、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、ご自身と大切な人、ふるさとあいちを守り、第3波の大きな波を克服するため、感染防止対策にご理解とご協力を強くお願いいたします。

1. 対象区域 愛知県全域

2. 対象期間 2021年 1月11日(月)まで 20日間

3. 要請事項

①不要不急の行動自粛

- 年末年始の休暇期間中は、不要不急の行動自粛をお願いいたします。
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごしましょう。

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いいたします。
- 帰省や旅行は、休暇の分散取得等で混雑する時期を避けるなど、延期も含めて家族で慎重に検討をお願いいたします。
- 帰省する場合は、帰省の前から大人数での会食など感染リスクの高い行動を避け、体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- 事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いいたします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いいたします。

③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底

- 初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いいたします。
- クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場

合は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

○主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

○県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要請します。

○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。

○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。

○大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。

会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。

○日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。

○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。

○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。

○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

2020年 12月23日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県新型コロナウイルス感染症

年末年始で

第3波を克服するために

嚴重警戒

区域：愛知県全域

期間：2021年1月11日(月)まで20日間

① 不要不急の行動自粛

- 人の多い場所に行かない
- いつも一緒にいる人と静かに過ごしましょう



② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 帰省や旅行は、オンライン帰省や延期も含めて慎重に



③初詣等行事の対策徹底

分散参拝・寺社の対策に協力を

- 三が日を選び、ゆっくりと
- マスク着用・手指消毒
- 境内での三密回避 等



成人式等での対策徹底

- 参加する場合は対策徹底
- 対策がとれない場合は参加を自粛
- 主催者は時期分散など慎重に

④時短とガイドラインの徹底

時間短縮要請に協力を



- 区域=愛知県全域
- 対象=酒類を提供する飲食店等

全施設で感染防止を徹底

- 業種別ガイドラインを徹底
- 利用者は
ステッカー掲示施設を



⑤ 高齢者等への拡大防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑥ 感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 大人数の忘年会、新年会は自粛



感染リスク 高まる 5つの場面

飲酒を伴う懇親会等

狭い空間・回し飲みや箸などの共用に注意



大人数や長時間におよぶ飲食

大人数での会食や宴会・大声での会話を控える



マスクなしでの会話

近距離での会話、昼カラオケ、車・バスでも注意



狭い空間での共同生活

寮の部屋やトイレなど共用部分での感染にも注意



居場所の切り替わり

休憩時間での気の緩み、休憩室・喫煙所・更衣室でも注意



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

利用者

飲酒は ①**少人数・短時間**で、②なるべく**普段一緒**にいる人と、
③**深酒・はしご酒**などはひかえ、**適度な酒量**で

箸やコップは使い回さず、一人ひとりで

座の配置は**斜め向かい**に（正面や真横はなるべく避ける）

会話する時は、なるべく**マスク**着用

ガイドラインを遵守した「**安全・安心宣言ステッカー**」掲示店で

体調が悪い人は参加しない

お店

お店は**ガイドライン・県の感染防止対策リスト**の遵守を

「**安全・安心宣言ステッカー**」を掲示し、利用者に留意事項の
遵守や、**接触確認アプリCOCOA**のダウンロードを働きかける

寒冷な場面における感染防止等のポイント

■ 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用（ウイルスを移さない）
- 人と人の距離を確保（1mを目安に）
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

■ 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下を維持

■ 3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
- こまめな拭き掃除を

2020年 12月23日(水)
 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課
 危機管理・国民保護グループ
 担 当 岡田、福西
 内 線 2505、2506
 ダイヤルイン 052-954-6143

寺社への初詣における新型コロナウイルス感染防止対策への協力依頼について

愛知県は、初詣での感染拡大防止のため、愛知県神社庁及び愛知県仏教会に御協力をいただき、本日、神社庁及び仏教会並びに下記の寺社の皆様に、別紙により感染防止対策への協力をお願いする文書を発出いたしました。

記

1 神 社

熱田神宮	(名古屋市熱田区)
津島神社	(津 島 市)
<small>おおくにたま</small> 尾張大國霊神社 国府宮	(稲 沢 市)
<small>ますみだ</small> 真清田神社	(一 宮 市)
<small>と が</small> 砥鹿神社	(豊 川 市)
<small>おおあがた</small> 大 縣神社	(犬 山 市)
若宮八幡社	(名古屋市中区)
愛知縣護國神社	(名古屋市中区)
知立神社	(知 立 市)

2 寺 院

<small>にったい</small> 覺王山日泰寺	(名古屋市千種区)
<small>しんぶく ほうしやういん</small> 北野山 真福寺 寶生院	(名古屋市中区)
真宗大谷派名古屋別院	(名古屋市中区)
浄土真宗本願寺派本願寺名古屋別院	(名古屋市中区)
<small>まんぶくいん</small> 成田山 萬福院	(名古屋市中区)
<small>じゃっこういん</small> 寂光院	(犬 山 市)
<small>こうしやう</small> 八事山 興正寺	(名古屋市昭和区)
豊川稻荷	(豊 川 市)
大本山成田山名古屋別院大聖寺	(犬 山 市)
<small>かくりんざんむりやうじゆいんおおみどう</small> 鶴林山無量寿院大御堂寺	(美 浜 町)
<small>へんじやういん</small> 知立 弘法山 遍照院	(知 立 市)
<small>ぜんこう</small> 善光寺東海別院	(稲 沢 市)

2防危第 -1 号
令和2年12月23日

〇〇〇 神社様

愛知県知事

**新型コロナウイルス感染症「嚴重警戒」下における初詣の分散参拝と感染
防止対策の徹底について(依頼)**

皆様におかれましては、日頃から、県政の各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始期間を迎え、第3波を乗り越え、県民の皆様の生命と健康を守るため、本日、県民・事業者の皆様にごメッセージを発信し、感染防止対策への協力を呼びかけさせていただきました。

ついては、貴職におかれても、神社本庁が作成した「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策の徹底に、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

以上

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

内線 2505・2506

ダイヤルイン 052-954-6143

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp

神社本庁「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の 主な対策事項

令和2年11月17日改定

- ① 三密状態の回避
 - ・ 対人距離確保のための掲示・アナウンス、足型等の目印の貼付等
 - ・ 一方通行の実施、臨時賽銭箱の設置、事前受付の呼びかけ、待合所等の人数制限
 - ・ 混雑を避けた参拝の呼びかけ
- ② 換気の徹底
- ③ 飛沫の防止、会話・接触機会の削減
 - ・ マスク着用、大声での会話を控える呼びかけ
 - ・ 受付や授与所等でのアクリル板や透明ビニルカーテン等の設置
 - ・ 撤下品や祈祷札等授与時の接触回避
- ④ 参拝者への手指消毒の呼びかけ
- ⑤ 手指が触れる箇所や共用する物品の削減、消毒
 - ・ 授与品の陳列・頒布方法の工夫
 - ・ 複数の人の手の触れる箇所・物品の定期的な消毒
- ⑥ 職員・助勢者等の対応
 - ・ 保健所との連携
 - ・ 賽銭や初穂料の取扱い注意(ゴム手袋の着用、コイントレーの使用等)
 - ・ 感染者の発生に備えた参拝者の受付票の適正管理
 - ・ 装束・衣服の共用禁止とこまめな消毒・洗浄
 - ・ 控室・休憩室の使用人数制限、対面での食事・会話の禁止、使用後の備品の消毒
- ⑦ 神門・境内入り口等における対応
 - ・ 参拝者等にマスク着用等の感染防止策を呼びかける看板や貼紙の設置
 - ・ 発熱・咳・かぜ症状のある人の参拝を控える呼びかけ
 - ・ 接触確認アプリ「COCOA」のインストールの呼びかけ
 - ・ 露店で購入した飲食物の持ち帰り、食べ歩きの禁止の呼びかけ
- ⑧ 祭祀の取扱
 - ・ 祭りの本義を損なわない範囲での祭典の工夫(挨拶の短縮等)
 - ・ 神楽・山車の時間・経路の短縮や省略
 - ・ 獅子舞・神楽の稽古中の感染防止対策の実施
 - ・ 直会での感染リスクの回避(参加人数、滞在時間の工夫、対面を避ける着席等)

2防危第 -2号
令和2年12月23日

〇〇〇寺院様

愛知県知事

**新型コロナウイルス感染症「嚴重警戒」下における初詣の分散参拝と感染
防止対策の徹底について(依頼)**

皆様におかれましては、日頃から、県政の各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始期間を迎え、第3波を乗り越え、県民の皆様の生命と健康を守るため、本日、県民・事業者の皆様にごメッセージを発信し、感染防止対策への協力を呼びかけさせていただきました。

ついては、貴職におかれても、別紙のとおり感染防止対策の徹底に、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

以上

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

内線 2505・2506

ダイヤルイン 052-954-6143

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp

- ① 三密状態の回避
 - ・ 対人距離確保のための掲示・アナウンス、足型等の目印の貼付等
 - ・ 一方通行の実施、臨時賽銭箱の設置、事前受付の呼びかけ、待合所等の人数制限
 - ・ 混雑を避けた参拝の呼びかけ

- ② 換気の徹底

- ③ 飛沫の防止、会話・接触機会の削減
 - ・ マスク着用、大声での会話を控える呼びかけ
 - ・ 受付や授与所等でのアクリル板や透明ビニルカーテン等の設置
 - ・ 御札等授与時の接触回避

- ④ 参詣者への手指消毒の呼びかけ

- ⑤ 手指が触れる箇所や共用する物品の削減、消毒
 - ・ 授与品の陳列・頒布方法の工夫
 - ・ 複数の人の手の触れる箇所・物品の定期的な消毒

- ⑥ 職員等の対応
 - ・ 保健所との連携
 - ・ 賽銭等の取扱注意(ゴム手袋の着用等)
 - ・ 感染者の発生に備えた参詣者の受付票の適正管理
 - ・ 装束・衣服の共用禁止とこまめな消毒・洗浄
 - ・ 控室・休憩室の使用人数制限、対面での食事・会話の禁止、使用後の備品の消毒

- ⑦ 境内入り口等における対応
 - ・ 参詣者等にマスク着用等の感染防止策を呼びかける看板や貼紙の設置
 - ・ 発熱・咳・かぜ症状のある人の儀礼への参加を控える呼びかけ
 - ・ 接触確認アプリ「COCOA」のインストールの呼びかけ
 - ・ 露店で購入した飲食物の持ち帰り、食べ歩きの禁止の呼びかけ

2020年12月23日(水)

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ

担 当 岡田、福西

内 線 2505、2506

ダイヤルイン 052-954-6143

愛知県経済産業局産業部産業政策課
広報・企画調整グループ

担 当 林、土井

内 線 3314、3321

ダイヤルイン 052-954-6330

愛知県全域を対象とした酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等の呼びかけについて

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、12月18日(金)から1月11日(火)までの25日間、愛知県内全ての接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店及び酒類を提供するカラオケ店に対し、営業時間短縮等の要請を行っているところです。

年末年始の休暇期間を迎えるにあたり、要請の実効性を高めるため、市町村や消防と協力して、下記により、営業時間の短縮と感染防止対策にご協力をいただくよう周知活動を行います。

1 県・市町村による周知活動

(1)実施日と区域

- 対象区域 : 県内全ての市町村の主な繁華街
- 実施期間 : 2020年12月24日(木)～28日(月)までの期間で、各地域の実情に応じて実施

(2)周知方法

- 酒類を提供する飲食店等に、県と市町村の職員が協力して、啓発チラシを配付し、下記への協力をいただくよう呼びかけます。
 - 「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策の徹底
 - 「愛知県安全・安心宣言施設」への届出、及び「ステッカー」の掲示
 - 「営業時間短縮」等への協力、及び「愛知県感染拡大防止協力金」制度のPR

2. 県警察と消防団による周知活動

- 県警察及び県内34の消防本部と消防団の協力を得て、警察署における警ら活動や、火災予防に関する街頭広報を実施する「歳末特別警戒」等の取組において、酒類を提供する飲食店等に営業時間短縮等への協力を、利用客に大人数・長時間の飲酒を避けるよう協力を呼びかけます。

PR ステッカー・ポスターを掲示した、
「安全・安心宣言施設」をご利用ください。

新型コロナウイルス 感染防止対策 実 施 中

県は感染防止対策に取り
組む安全・安心宣言施設
を応援します。



手洗い犬
ゴッシー

県民の皆様へ

感染防止にご協力ください。

- 発熱やカゼの症状がある場合は入店を控えてください。
- 「新しい生活様式」を実践してください。
※マスクの着用、手指の消毒、身体的距離の確保などを
実践願います。

PR ステッカー・ポスターを掲示した、
「安全・安心宣言施設」をご利用ください。

新型コロナウイルス 感染防止対策実施中

感染防止対策として、次の☑の取組を実施しています。

受理番号

- ☑ 発熱者等の施設への入場をお断りします。
- ☑ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避を徹底します。
- ☑ 飛沫感染、接触感染を防止します。
- ☑ 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実践します。
- ☑ 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- ☑ 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- ☑ 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- ☑ お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

宣 言 日

2020年6月8日

施 設 名

愛知県庁

愛知県は、感染防止対策に取り組む**安全・安心宣言施設**を応援します。



○詳しくは、愛知県公式 Web をご覧ください。

「愛知県 安全・安心宣言施設」で

○あいち電子申請・届出システムへは、「愛知県公式 Web」または下記「QRコード」からアクセスできます。

【QRコード】



「**嚴重警戒**」

年末年始で第3波を克服するために

県民・事業者の皆様へのお願い

県内では、第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、県内全ての医療機関と協力して、検査体制を強化し、医療提供体制の確保に全力をあげています。

また、感染防止対策でも、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等を、愛知県全域に拡大するとともに、1月11日・成人の日まで期間を延長し、オール愛知での取組を全力で推進しています。

年末年始の時期を迎え、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業が一丸となり、ご自身と大切な人、ふるさとあいちを守り、第3波の大きな波を克服するため、感染防止対策にご理解とご協力を強くお願いいたします。

1. 対象区域 愛知県全域

2. 対象期間 2021年 1月11日(月)まで 20日間

3. 要請事項

①不要不急の行動自粛

- 年末年始の休暇期間中は、不要不急の行動自粛をお願いします。
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごしましょう。

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いします。
- 帰省や旅行は、休暇の分散取得等で混雑する時期を避けるなど、延期も含めて家族で慎重に検討をお願いします。
- 帰省する場合は、帰省の前から大人数での会食など感染リスクの高い行動を避け、体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えて下さい。
- 事業者におかれても、従業員の休暇の分散取得に協力をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

③初詣など年末年始の行事における感染防止対策の徹底

- 初詣は、混雑する三が日を避ける「分散参拝」や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。
- クリスマス、カウントダウンイベント、成人式など、年末年始の行事に参加する場

合は、人との距離の確保、マスクの着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

○主催者は、オンライン開催や開催時期の分散など、慎重に検討をお願いします。

④営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

○県内全ての酒類を提供する飲食店等に対し、1月11日まで、営業時間の短縮等を要請します。

○全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。

○利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑤高齢者等への拡大防止

○重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。

○特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

⑥基本的な感染防止対策の徹底

○「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。

○大人数での忘年会や新年会は自粛をお願いします。

会食・飲食は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量でお願いします。

○日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。

○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。

○適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。

○発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

○接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

2020年 12月23日

愛知県知事 大村 秀章

2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)の期間に
営業時間短縮の要請にご協力いただいている飲食店等の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11 実施分)」のお知らせ

愛知県感染防止対策協力金

各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮(※)を実施した事業者に対し、感染防止対策協力金を愛知県が交付します。(対象施設は次ページ)

(※) 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

■対象期間・交付額

対象期間：2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)

交付額：1店舗(※)1日あたり4万円 最大100万円(要請に応じた日数分を交付)

※ 複数店舗を有しておりそれぞれが申請要件を満たす場合、店舗数分の請求が可能です。

※ 名古屋市中区錦・栄エリアの11月29日(日)～12月17日(木)における営業時間短縮に対する協力金と重複して受け取ることも可能ですが、制度が異なるため申請は別となりますのでご注意ください。

■主な対象要件

- ・ 県内に所在し、営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小企業者等
- ・ 要請に応じて営業時間の短縮を実施(従前より5時～21時の間のみ営業していた事業者は対象外)
- ・ 業種別ガイドラインを遵守
- ・ 「安全・安心宣言施設」へ登録し、PRステッカーとポスターを掲示

■申請受付期間(予定)

要請期間終了後～1ヶ月程度

受付方法の詳細については現在調整中です。詳細が決まりましたら、WEBページ等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyouryokukin2.htm>



■申請に必要な書類(予定)

- (1) 愛知県感染防止対策協力金交付申請書兼請求書・申請に関する誓約書
- (2) 営業実態が確認できる書類(飲食店営業許可書・営業に必要な許可等(風営適正化法関係の営業許可・届出)の写し、確定申告書の写し)
- (3) 営業時間短縮(休業含む)の状況がわかる書類(告知WEBページの写し又は掲示ポスターの写真等)
- (4) 本人確認書類(運転免許証、保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し)
- (5) 振込先口座が分かる書類

協力金対象施設

[特措法の規制対象]

● 接待を伴う飲食店※

(キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、その他の接待を伴う飲食店)

● 酒類を提供する飲食店

(オーセンティックバー、ショットバー、スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ、その他の酒類の提供を行う飲食店)

● 酒類を提供するカラオケ店

[特措法の規制対象外]

● 酒類を提供する飲食店

(居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋、その他の酒類の提供を行う飲食店)

ガイドラインを“**遵守していない**”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー・ポスター“未掲示”)

協力金対象外

※ガイドラインの遵守及び安全・安心宣言施設ステッカー・ポスターの掲示により、要件を満たせば協力金の対象となります。

ガイドラインを“**遵守している**”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー・ポスター“掲示”)

要請に応じて“**営業時間短縮している**”

施設 (5時から21時まで)

協力金対象

※申請に必要な書類をご準備ください。

※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律 2 条第 1 号に掲げる営業を行う店舗

【参考】 営業時間短縮のイメージ

営業時間	午前 5 時	午後 9 時	午前 5 時	午後 9 時
元々の営業時間	営業時間		営業時間	
変更後の営業時間	営業時間 もしくは 休業		営業時間 もしくは 休業	
協力金の対象	対 象		対 象 外	

安全・安心宣言施設登録

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設を「安全・安心宣言施設」として登録した事業者には、PRステッカー・ポスターを提供しております。

詳しくは、下記のサイトをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



PRステッカーの見本

お問い合わせ先 (県民相談窓口・コールセンター)

電話番号：052-954-7453

(別途協力金専用コールセンターを設置予定です。設置後の電話番号はWEB等でお知らせします)

開設時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日を含む、ただし 12 月 29 日 (火) から 1 月 3 日 (日) を除く)

事務連絡
令和2年12月18日

各 都道府県（感染症担当部局、危機管理部局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

全国の新規感染者数は、一度高止まりした後に、直近で増加に転じており、過去最多の水準が続いているところです。また、新型コロナウイルス感染症対策分科会からは、令和2年12月11日の「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」において、感染状況に応じた3つのシナリオごとに、想定される施策が示されたところです。

既に、地域の感染状況に応じて、都道府県によっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づき、酒類の提供を行う飲食店に対し、営業時間短縮要請等を行っている団体もあるところですが、この要請が実際に効果的に実施されることが求められます。この点について、本日開催された、新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会の場においても、西村特措法担当大臣から、「各都道府県におかれては、街を見回って声がけするなど、要請の実効性を担保する取組を推進いただきたい。」旨の要請をしたところです。

年末には忘年会等の会食の機会が増えることから、各都道府県においては、市町村と協力して、早期に、繁華街等において、事業者に対しては自粛要請に応じるよう、また、利用者等に対しては、大人数・長時間の飲酒等を避けるよう、街中の見回りや声がけなどの取組を推進していただきますようお願いいたします。その際、警察や消防による歳末特別警戒といった取組と連携して実施することが効果的と考えられることから、関係機関が緊密に連携して実施していただきますようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
(公 印 省 略)

営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について

標記について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」（令和 2 年 12 月 18 日付け事務連絡）のとおり、各都道府県宛てに営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について要請されました。

その実施に当たっては、警察や消防による歳末特別警戒といった取組と連携して実施することが効果的と考えられることから、関係機関が緊密に連携して実施することとされています。

つきましては、貴職におかれましては、当該取組が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

消防・救急課
警防係 平田、黒谷
消防庁予防課
予防係 吉田、道川
企画調整係 木村、金子
電話：03-5253-7523
F A X：03-5253-7533

2 防 危 第 5 0 6 号
2 産 政 第 2 5 8 号
令和2年12月23日

各市町村新型コロナウイルス感染症対策担当部局長殿

愛知県防災安全局長
愛知県経済産業局長
(公 印 省 略)

営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について
(依頼)

現在、本県の新型コロナウイルス感染症の感染状況は大変厳しい状況が続いていることから、本年12月18日(金)から令和3年1月11日(月)までの間、愛知県全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間短縮等の協力を要請する等、この年末年始を挟んだ期間に、感染を食い止める取組を行っております。

そうした中、令和2年12月18日付け事務連絡で、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴市町村におかれましても、感染症の拡大防止に向け、域内の対象事業者に対する営業時間短縮等の協力要請や、住民等に対する大人数・長時間の飲酒等を控える旨について、添付のチラシを御活用いただき、その周知広報に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、この周知広報活動について、後日、活動状況をお聞きすることがありますことを御承知おき下さい。

担 当 防災安全局防災部
防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ
電 話 052-954-6143(ダイヤルイン)
F A X 052-954-6911
担 当 経済産業局産業部
産業政策課
広報・企画調整グループ
電 話 052-954-6330(ダイヤルイン)
F A X 052-954-6923

2 消 保 号 外
令和2年 12月23日

各 市 町 村 長
各消防一部事務組合管理者 殿
衣浦東部広域連合長

愛知県防災安全局長
(公 印 省 略)

営業時間短縮要請等に係る地域における広報活動の実施について(依頼)

標記については、別紙1により、総務省消防庁消防・救急課長及び予防課長から、営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施が要請されました。

県内では、新型コロナウイルス感染症の第3波による感染拡大が継続し、連日、新規陽性者数、入院者数や重症入院者数が過去最大値を更新するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このため、本県では、別紙2により、県民・事業者の皆様にご協力をお願いするとともに、愛知県全域で、2020年1月11日まで、酒類を提供する飲食店等に対し営業時間短縮等を要請しているところです。

については、貴市町村、消防一部事務組合等におかれましても、感染症の拡大防止に向け、歳末特別警戒等の取組と連携し、別紙3の広報文例も参考に、広報活動を実施して下さるようお願いいたします。

また、広報活動の実施結果について、令和3年1月4日(月)までに別紙4により回答いただきますようお願いいたします。

(連絡・問合せ先)

担 当 消防保安課 消防・広域化グループ

電 話 052-954-6195

FAX 052-954-6913

メール shobohoan@pref.aichi.lg.jp

2020年12月21日（月）
愛知県感染症対策局感染症対策課
感染症対策調整グループ
担当 坂上・今井
内線 5191・5948
ダイヤルイン 052-954-7466
愛知県保健医療局健康医務部医務課
救急・周産期・災害医療グループ
担当 三寄・丹羽
内線 3171・3178
ダイヤルイン 052-954-6628

年末年始における発熱患者等への医療提供体制等について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症を疑う発熱患者等が地域の医療機関で診療・検査を受けられる体制を10月に整備し、現在1,429か所の「診療・検査医療機関」を指定しています。

年末年始（2020年12月30日（水）から2021年1月3日（日））については、愛知県医師会及び各地区医師会等の協力により、発熱患者等が診療・検査を受けられる体制を下記のとおりとしましたので、お知らせします。

記

1 発熱患者等に対する医療提供体制

(1) 発熱患者等に対応する医療機関（詳細は別紙1のとおり）

- 休日夜間診療所等において、発熱患者等が診療・検査を受けることができます。

※ **必ず事前に電話相談の上、医療機関の指示に従い受診してください。**

※ なお、緊急の場合は、第2次救急及び第3次救急の医療機関で対応します。

(2) 発熱患者等の電話相談窓口（詳細は別紙2のとおり）

- まずは、お住まいの地域の休日夜間診療所等に電話相談してください。
- 受診先に迷う場合は、受診・相談センター、愛知県救急医療情報センター又は電話相談体制を整備した医療機関へ電話相談してください。

2 検査体制

- PCR検査については、**県衛生研究所及び保健所設置市**において実施するとともに、**藤田医科大学及び愛知医科大学への業務委託**を継続します。
- 一部の**休日夜間診療所等**では**抗原検査**を実施します。

3 保健所の体制

担当職員が年末年始も出勤し、業務に支障のない体制を確保します。

年末年始(12/30～1/3)の医療提供体制(発熱患者への対応)

2020年12月21日現在

広域2次 救急医療圏域	市町村名	1次救急		2次救急 (病院群輪番制)	3次救急 (救命救急センター)		
		休日夜間診療所	当番医制				
名古屋	名古屋市	○	—	○	○		
海部	津島市	○	—	○	○		
	愛西市	○	—				
	弥富市						
	あま市						
	大治町						
	蟹江町						
	飛島村						
尾張西北部	一宮市			○	—	○	○
	稲沢市	○	—				
	清須市	—	※				
	北名古屋市						
	豊山町						
尾張北部	犬山市	○	—	○	○		
	江南市	○	—				
	岩倉市	○	—				
	大口町	—	○				
	扶桑町	—	○				
春日井小牧	春日井市	○	—	○	○		
	小牧市	○	—				
尾張東部	瀬戸市	○	—	○	○		
	尾張旭市	○	—				
	豊明市	○	—				
	日進市	○	—				
	長久手市						
	東郷町						
東郷町							
知多	半田市	—	○	○	○		
	阿久比町	—	○				
	東浦町						
	南知多町						
	美浜町						
	武豊町						
	常滑市						
	大府市						
	知多市					○	—
	東海市					—	○
衣浦西尾	碧南市			○	○	○	○
	安城市	○	—				
	刈谷市	○	—				
	知立市						
	高浜市						
	西尾市						
岡崎額田	幸田町	○	○	○	○		
	岡崎市	○	—				
豊田加茂	豊田市	○	—	○	○		
	みよし市	○	—				
東三河平坦	豊橋市	○	—	○	○		
	豊川市	○	—				
	蒲郡市	○	○				
	田原市	—	○				
東三河山間	新城市	○	—	○	○		
	設楽町	—	—				
	東栄町						
	豊根村						

・「○」は12/30から1/3まで診療・検査を行っています。ただし、日によって1次救急と2次救急には対応できない場合がありますので御留意ください。

・「—」は休日夜間診療所未設置 又は 当番医制未実施です。

・「※」について、清須市、北名古屋市及び豊山町では、当番医制はありませんが、診療・検査を行う医療機関があります。

・必ず事前に電話相談の上、医療機関の指示に従い受診してください。受診先に迷う場合は、受診・相談センター、愛知県救急医療情報センター又は電話相談体制を整備した医療機関へ電話相談してください。

発熱患者等の電話相談窓口

① 受診・相談センター

区分	開設時間	電話番号
県保健所	24 時間体制（コールセンター）	052-856-0315
名古屋市	24 時間体制（コールセンター）	052-249-3703
豊橋市	24 時間体制（オンコール）	0532-39-9119
岡崎市	24 時間体制（コールセンター）	052-856-0318
豊田市	24 時間体制（オンコール）	0565-31-1212

② 愛知県救急医療情報センター（開設時間：24 時間体制）

地域	電話番号
名古屋	052-263-1133
豊橋	0532-63-1133
岡崎	0564-21-1133
一宮	0586-72-1133
瀬戸	0561-82-1133
半田	0569-28-1133
春日井	0568-81-1133
津島	0567-26-1133
刈谷	0566-36-1133
豊田	0565-34-1133
西尾	0563-54-1133
尾張横須賀	0562-33-1133
新城	0536-22-1133
設楽	0536-62-1133
田原	0531-23-1133

③ 電話相談体制を整備した医療機関

区 分	医療機関名	開設時間	電話番号
一宮保健所	稲沢市民病院	24 時間体制	0587-32-2111 対象:原則 稲沢市民
春日井保健所	くまい医院	12/29~12/31 及び 1/2~1/3 午前 9 時から正午まで	0568-31-7525
清須保健所	はるひ呼吸器 病院	午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	070-1592-9384
	済衆館病院	午後 5 時から 翌午前 9 時まで	0568-21-0811
半田保健所	半田市立半田 病院	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	0569-22-9945
	知多厚生病院	24 時間体制	0569-82-0395 対象:原則 南知多町、 美浜町、武豊町民
知多保健所	常滑市民病院	午前 8 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	0569-36-1300
	公立西知多 総合病院	24 時間体制	0562-88-3300 対象:原則 東海市、 知多市民